

村山市中心市街地活性化事業空き家除却補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、村山市中心市街地活性化事業の基本的な考え方(構想)(令和4年10月)に基づき中心市街地の活性化を図るため中心市街地に所在する空き家の除却を促進することにより、空き家跡地の利活用促進を図るため、空き家の除却に要する経費の一部を村山市補助金等交付規則(昭和37年5月25日規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地活性化事業エリア 村山市中心市街地活性化事業の基本的な考え方(構想)(令和4年10月)で定められたエリアをいう。
- (2) 空き家 中心市街地活性化事業エリア内に存する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次条の補助対象者が、次の各号のいずれにも該当する空き家(以下「補助対象空き家」という。)を除却する工事に係る事業とする。

- (1) 村山市中心市街地活性化事業エリア内に存するもの
- (2) 建築物及び付属する門塀等の工作物、敷地内の樹木等を除却し更地の状態にする工事であること。
- (3) 補助対象工事が完了した後の敷地を利活用すること。
- (4) 補助対象空き家が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から当該空き家の除却についての同意を得られているもの
- (5) 所有権以外の権利が設定されていない空き家であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する本市の市税、水道料金、下水道使用料の滞納がない者とする。

- (1) 補助対象空き家の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税課税台帳)に所有者として登録されている者
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 不在者財産管理人、成年後見人、公的機関等が発行した書類により、補助対象空き家を処分する権限を有すると認められる者であること。

(補助対象工事)

第5条 補助対象事業に係る補助対象空き家を除却する工事（以下「補助対象工事」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた建設業者と補助対象者が契約を締結する工事とする。

- 2 補助対象工事は、当該年度2月末日までに完了するものでなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。
 - (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事
 - (2) 同時に他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする工事
 - (3) 公共事業の補償の対象となっている工事
 - (4) 建築物及び付属する門塀等の工作物、敷地内の樹木等の一部が残る工事
 - (5) その他市長が不相当と認める工事

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象空き家の除却に要する工事費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。建築物は国土交通大臣が当該年度に定める除却工事費の標準建設費等に当該建築物の面積を乗じて得た額より低い額であることを条件とする。

- 2 前項の補助対象空き家の除却に要する工事費とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 空き家の除却に要する工事費
 - (2) 空き家の除却により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
 - (3) 周囲への安全を確保する上で、空き家の除却及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、空き家の除却に要する諸経費（家財道具、車両、機械等の処分費を除く。）

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額とし、200万円を上限とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 交付対象申請者は、補助対象工事に着手する前に、規則第5条に規定する様式の規定にかかわらず、村山市中心市街地活性化事業空き家除却補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図
 - (2) 誓約書（別記様式第2号）
 - (3) 市税、上下水道使用料納付状況確認同意書（別記様式第3号）
 - (4) 空き家使用状況報告書（別記様式第4号）
 - (5) 第4条第2号に該当する場合は所有者の関係が分かる書類
 - (6) 土地と建物の登記全部事項証明書
 - (7) 空き家の延床面積等が確認できる平面図等の書類
 - (8) 工事計画書（別記様式第5号）
 - (9) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
 - (10) 現況写真
 - (11) 相続人の代表者が申請する場合は、他の相続人全員の同意書。
 - (12) 空き家除却後の敷地が利活用されることが分かる書類
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、村山市中心市街地活性化事業空き家除却補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第6号）により交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第2項の規定により次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- (2) 補助対象工事が完了した後の敷地を利活用すること。
- (3) その他市長が特に必要があると認める事項。

(工事の変更又は中止)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第7条第1項第1号の規定により補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は同項第2号の規定により補助対象工事を中止しようとするときは、あらかじめ村山市中心市街地活性化事業空き家除却補助金変更（中止）申請書（別記様式第7号）に変更又は中止の内容を示す書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定者に対し村山市中心市街地活性化事業空き家除却補助金変更（中止）承認（却下）通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

3 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助対象経費の補助金の算定に係る重要な変更が行われない場合で、補助金の額に変更を生じないものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、当該年度の3月20日までに規則第14条に規定する様式の規定にかかわらず、村山市中心市街地活性化事業空き家除却補助金実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象工事の工事写真（工事中及び工事完了後）
- (3) 補助対象工事を行った者の工事完了証明書（別記様式第10号）
- (4) 補助対象工事に係る領収書の写し（見積金額から変更があった場合は内訳明細を添付）
- (5) 空き家除却後の敷地が利活用されることが分かる書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により提出された実績の報告が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、村山市中心市街地活性化事業空き家除却補助金交付額確定通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、補助金の交付に係る請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第15条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 補助対象事業の実施に当たり、必要な行為その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。